

村山市建設工事指名審査等資格審査基準

(目的)

第1条 村山市が行う建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）の指名競争入札に参加することができる資格を有する者の等級の決定（以下「格付け」という。）は、この基準に定めるところによる。

(格付けする建設工事の種類)

第2条 格付けは次の建設工事の種類について実施するものとする。

土木一式工事
建築一式工事
舗装工事
電気工事
管工事
水道施設工事

(格付けの摘要範囲)

第3条 格付けは、村山市に指名競争入札参加審査申請書を提出した者のうち、村山市に本店をおく者について適用する。

(格付けの方法)

第4条 格付けは、地方自治法（昭和22年法律第67号）、同法施行令（昭和22年政令第16号）、村山市契約に関する規則（昭和39年村山市規則第4号）及び村山市建設工事執行規則（昭和32年村山市規則第13号）の規定による入札に参加することができる資格を有する者のうち、法第3条第1項の規定に基づく許可を受けた者について、第1号に定める客観的数値に第2号に定める主観的数値を加えて得た数値を総合点数として付与することにより実施する。

一 客観的数値

客観的数値は建設業法第27条の2第3項の規定に基づく経営事項審査の項目及び基準により算定された総合評点とする。

二 主観的数値

主観的数値は、次の各号及び基準（別表1から別表7）により算定された点数とする。

一 審査項目 一

- (1) 前年度及び前々年度における村山市発注の工事成績 (基準別表1)
- (2) 前年度及び前々年度における村山市発注の請負高 (基準別表2)
- (3) 前年度及び前々年度における表彰等（全日本建設技術協会及び建設労働災害防止協会等）を受けた業者 (基準別表3)
- (4) 前年度及び前々年度において建設業者として指名停止処分を受けた業者

(基準別表4)

(5) ISO (国際標準化機構) が定める規格の認証取得を受けた業者

(基準別表5)

(6) 育児休暇などの子育て支援や障がい者雇用などの労働者福祉を実践している業者

(基準別表6)

(7) 村山市との協定や保護観察所との協力により地域社会へ貢献している業者

(基準別表7)

－ 主観的数値基準 －

別表1 (発注工事成績)

成績区分	点数
90点以上	7点
80点以上90点未満	5点
70点以上80点未満	3点
70点未満	-3点

別表2 (発注工事の請負高)

請負高	点数
10,000千円以上	3点
5,000千円以上10,000千円未満	2点
5,000千円未満	1点

別表3 (表彰受賞等)

項目	点数
表彰等を受けた業者	3点
安全防止を怠り事故を起こした業者	-3点

別表4 (指名停止)

項目	点数
入札指名停止の期間が6ヶ月未満の業者	-5点
入札指名停止の期間が6ヶ月以上12ヶ月未満の業者	-10点
入札指名停止の期間が12月以上の業者	-15点

※指名停止1回あたり

別表 5 (ISO 認証取得)

項 目	点 数
ISO9000シリーズ	10点
ISO14000シリーズ、若しくはエコアクション21	5点

別表 6 (労働者福祉)

項 目	点 数
子育て支援	3点
障がい者雇用	3点

別表 7 (地域社会貢献)

項 目	点 数
村山市との協定 ・災害協定 ・消防団協力事業所認定	各3点
保護観察所に更生保護の協力雇用主として登録	

(格付けの基準)

第5条 総合点数による等級の区分は、第1号、第2号及び第3号に定める場合を除き次の表によるものとする。

総合点数	等 級
800点以上で1級技術者1名以上	A
700点以上でA以外	B
600点以上700点未満	C
600点未満	D

- 一 新たに営業を開始した者で営業開始後2カ年を経過しない者及び村山市の指名競争入札参加者名簿に登載された期間が2カ年を経過しない者は登録外とする。
- 二 中小企業協同組合法（昭和24年法律第181号）の規定に基づく設立許可を受けた建設業関係事業協同組合で現に活動している者については、原則として構成員のうち最上位等級者をもってその協同組合の等級とする。
- 三 経常建設共同企業体については、各構成員における第4条第1項に定める合計数値若しくは平均数値により算出した数値（算出方法は昭和37年11月27日付け建設省発計第79号建設事務次官通知中の共同企業体資格審査要領2による。）を総合点数とし、格付けを行うものとする。

(資格の有効期間)

第6条 この基準によりおこなわれた格付けは、次の格付けが適用されるまでの間は、引き続きその効力を有するものとする。

附 則

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

この基準は、平成27年4月1日から施行する。